

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

さいたま市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・六・九十三号 天沼高鼻線

#### 三 事業施行期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目、二丁目及び堀の内町一丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし